

社会福祉法人シンエイ福祉会 定款

第 一 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (1) 保育所の経営
- (2) 一時預り事業の経営
- (3) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (4) 利用者支援事業の運営
- (5) 乳児等通園支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人シンエイ福祉会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を埼玉県新座市野火止五丁目 18 番 21 号に置く。

第 二 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第 三 章 評 議 員 会

(構成)

第9条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行なわなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者にかぎる）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、評議員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は評議員会の議事について、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、

記名押印しなければならない。

第 四 章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。

(役員の選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、退任したの理事又は監事の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 五 章 理 事 会

(構成)

第24条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う、ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わるこ

とができる者にかぎる)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したとき(監事が当該議案について異議を述べたときを除く)は、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 六 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 埼玉県新座市野火止五丁目73番71所在の木造スレートぶき2階建 すぎのこ保育園園舎(1,106.11平方メートル)
- (2) 埼玉県志木市館一丁目614番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 館第一すぎのこ保育園園舎(731.2平方メートル)
- (3) 埼玉県志木市館二丁目6番地6所在の鉄筋コンクリート造 2階建 館第二すぎのこ保育園園舎(612.21平方メートル)
- (4) 埼玉県新座市野火止五丁目73番71所在の
すぎのこ保育園敷地(1,056平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、埼玉県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人社会福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に関する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会が定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合にも、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものの他、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第 七 章 解 散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 八 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の許可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

第 九 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人シンエイ福祉会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1、この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

平成 17 年 11 月 27 日

設立発起人会にて承認

平成 18 年 2 月 28 日

埼玉県から法人設立認可

平成 18 年 3 月 10 日

法人成立

理事長 神杉 敏夫

理 事 上野 房子

理 事 三村 邦夫

理 事 安達 乃子

理 事 猪越 靖晃

理 事 山本 忠人

理 事 熊倉 幸次

監 事 村山 利夫

理 事 高橋 尚久

監 事 稲山 孝之

2、この定款は平成 18 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

1、この定款は、平成 25 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

1、この定款は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

1、この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、役員の定数については、定款変更認可日である平成 29 年 1 月 19 日から適用する。

附 則

1、この定款は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附則

1、この定款は、平成 30 年 12 月 17 日から施行する。

附則

1、この定款は、令和元年 6 月 25 日から施行する。

附則

1、この定款は、令和2年6月14日から施行する。

1、この定款は、令和7年7月3日から施行する。

定款の改定履歴

(変更理由及び変更の具体的内容)

1、平成25年7月18日改定

(1) 変更の理由

事務所の所在地を住居表示と同様に変更し、社会福祉法人の管轄が埼玉県から新座市に権限移譲されたことに伴い変更実施。

(2) 変更内容

① 第4条修正

現状の地番を事務所の所在地としているのを、住居表示に修正した。

② 埼玉県知事から新座市長への権限移譲による修正

第11条、第14条、第24条、第25条を修正した。

2、平成26年8月19日改定

(1) 変更の理由

平成26年4月1日付の定員増加に伴う園舎増築により基本財産のすぎのこ保育園園舎の面積の増加変更実施。

(2) 変更内容

第13条2項(2)修正

現状の保育園園舎の面積を686.98平方メートルから1106.11平方メートルに修正した。

3、平成29年4月1日改訂

(1) 変更の理由

社会福祉法の大幅改正に伴い定款変更を実施。

(2) 変更内容

① 新たに評議員制度を導入し、定員7名としその手続き運営

等について第 5 条から第 15 条に定める。

② 評議員を選任し解任することを審議するために新たに評議員選任・解任委員会を設置し、3 名で構成することを定める。

③ 理事の定数を 8 名から 6 名に変更修正した。

4、平成 30 年 6 月 1 日改訂

(1) 変更の理由

利用者支援事業を平成 30 年 6 月 1 日に開始することに伴目的に追加変更を行なう。

(2) 変更内容

定款第 1 条の目的に新たに「利用者支援事業の運営」を追加する。

5、平成 30 年 12 月 17 日改定

(1) 変更理由

志木市に平成 31 年 4 月 1 日に保育所を開設することに伴い複数の保育所が経営できるように変更を行い、併せて平成 18 年 7 月 1 日から経営していた一時預り事業と地域子育て支援拠点事業も今回明確にするため目的に追加する。

(2) 変更内容

定款第 1 条の目的を「保育所の経営」「一時預り事業の経営」「地域子育て支援拠点事業の経営」「利用者支援事業の経営」とする。

6、令和元年 6 月 25 日改定

(1) 変更理由

平成 31 年 4 月 1 日に志木市館一丁目に館第一すぎのこ保育園を開設したことに伴い基本財産を追加する。また、新座市と志木市に保育園を開設したことに伴い認可権限の変更を行う。

(2) 変更内容

定款第 29 条第 2 項に館第一すぎのこ保育園園舎を基本財産に追加する。また、第 30 条に定める基本財産の処分の認可権限を新座市から埼玉県知事に変更する。

6、令和2年6月14日改定

(1) 変更理由

令和2年4月1日に志木市館二丁目に館第二すぎのこ保育園を開設したことに伴い基本財産を追加する。

(2) 変更内容

定款第29条第2項に館第二すぎのこ保育園園舎を基本財産に追加する。

7、令和7年7月3日改定

(1) 変更理由

館第一すぎのこ保育園が令和7年度に実施する「誰でも通園事業」を事業目的とするために定款第1条に「乳児等通園支援事業の経営」を目的に追加する。